

改 正 案	現 行
<p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第四条の二 宅地建物取引業者は、法第四十一条第五項の規定により同項に規定する国土交通省令で定める措置（以下この条において「電磁的措置」という。）を講じようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該買主に対し、その講じる電磁的措置の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項及び次条において「電磁的方法」という。）による承諾を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定による承諾を得た宅地建物取引業者は、当該買主から書面又は電磁的方法により当該承諾を撤回する旨の申出があつたときは、法第四十一条第五項各号に掲げる措置に代えて電磁的措置を講じてはならない。ただし、当該買主が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>第四条の三 宅地建物取引業者は、法第四十一条の二第六項の規定により同項に規定する国土交通省令で定める措置（以下この条において「電磁的措置」という。）を講じようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該買主に対し、その講じる電磁的措置の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承</p>	<p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第四条の二 宅地建物取引業者は、法第四十一条第五項の規定により同項に規定する国土交通省令で定める措置（以下この条において「電磁的措置」という。）を講じようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該買主に対し、その講じる電磁的措置の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項及び次条において「電磁的方法」という。）による承諾を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定による承諾を得た宅地建物取引業者は、当該買主から書面又は電磁的方法により当該承諾を撤回する旨の申出があつたときは、法第四十一条第五項各号に掲げる措置に代えて電磁的措置を講じてはならない。ただし、当該買主が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>第四条の三 宅地建物取引業者は、法第四十一条の二第六項の規定により同項に規定する国土交通省令で定める措置（以下この条において「電磁的措置」という。）を講じようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該買主に対し、その講じる電磁的措置の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承</p>

諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た宅地建物取引業者は、当該買主から書面又は電磁的方法により当該承諾を撤回する旨の申出があつたときは、法第四十一条の二第六項各号に掲げる措置に代えて電磁的措置を講じてはならない。ただし、当該買主が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(信託業務を兼営する金融機関に関する特例)

第八条 法第七十七条第一項に規定する規定は、信託業務を兼営する金融機関には、適用しない。

2 信託業務を兼営する金融機関(銀行法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第十七号)附則第十一条の規定によりなお従前の例によるものとされ、引き続き宅地建物取引業を営んでいるものを除く。次項において同じ。)で宅地建物取引業を営むものについては、前項に規定する規定を除き、法第三条の二第一項の規定により業として行うことができる行為の範囲を法第二条第二号に規定する行為のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項に規定する信託業務に該当するものに限り、前項の条件が付された国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者とみなして、法の規定を適用する。

3 信託業務を兼営する金融機関は、宅地建物取引業を営もうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た宅地建物取引業者は、当該買主から書面又は電磁的方法により当該承諾を撤回する旨の申出があつたときは、法第四十一条の二第六項各号に掲げる措置に代えて電磁的措置を講じてはならない。ただし、当該買主が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

改正案

現

行

（信託業務を兼営する金融機関に関する特例）

第八条 法第四十六条第一項に規定する規定は、信託業務を兼営する金融機関で宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第八条第三項の規定による届出をしたもの（以下この条において「特定金融機関」という。）には、適用しない。

2 不動産特定共同事業を営む特定金融機関については、前項に規定する規定を除き、法第四条第一項の規定により業として行うことができる行為の範囲を法第二条第四項に規定する行為のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務に該当するものに限る旨の条件が付された主務大臣の許可を受けた不動産特定共同事業者とみなして、法の規定を適用する。この場合において、法第二十三条中「第三条第一項の許可又は第九条第一項の認可」とあるのは「不動産特定共同事業法施行令（以下「令」という。）第八条第三項又は第四項の届出」と、法第三十八条中「第三十六条の規定による処分」とあるのは「令第八条第五項の規定による業務の停止の命令」とする。

3 特定金融機関は、不動産特定共同事業を営むときは、主務省令で定めるところにより、不動産特定共同事業契約約款を添付して、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた特定金融

機関は、法第十二条の規定により不動産特定共同事業者名簿に登載された事項（法第五条第一項第五号に掲げるものを除く。）について変更があつたとき、又は不動産特定共同事業契約約款の追加若しくは変更をしたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5 第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた特定金融機関が、法第三十五条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いととき、又は同項若しくは同条第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、主務大臣は、当該特定金融機関に対し、五年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第九条（略）

第十条（略）

第八条（略）

第九条（略）